

(名称)

第1条 京都橘大学に京都橘大学生命健康科学研究センター(欧文名称: Research Center for Life and Health Sciences、以下「センター」という。)をおく。

(目的)

第2条 センターは、京都橘大学における健康科学・生命医科学に関する先進的な共同研究の推進および細胞診断学の教育研究に資する事業の展開を目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 健康科学・生命医科学に関する先進的な共同研究を推進するための段階的整備
- (2) 細胞診断学の教育研究で必要となる検体スライドの受け入れ・管理・活用
- (3) 細胞診断学の研究および細胞検査士の質向上に関わる事項
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認められた事項

(センター長)

第4条 センターにセンター長1名をおく。センター長は、学長が任命する。

- 2 センター長は、日常の運営・業務を統括する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第5条 センターに運営委員会をおく。

- 2 運営委員会は、センターの運営や企画等に関する事項の協議を行う。
- 3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) センター長
 - (2) 京都橘大学動物実験等の実施に関する規程第4条第3号に規定する実験動物管理者のうち本センター所掌の動物実験施設に係る者
 - (3) 学長により任命された専任教員および専任職員 若干名
 - (4) 学術振興課長
- 4 第3項第3号の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 必要な場合、センター長は委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 6 運営委員会は、センター長が招集し、議長となる。
- 7 運営委員会の協議事項は、必要に応じてセンター長が総合学術推進機構会議に報告、提案する。

(研究員)

第6条 センターに研究員を置くことができる。

2 研究員は、第3条の事業に参画する。

3 学長は、運営委員会が選出した本学専任教員をセンター長の推薦により研究員に任命する。

4 前項に関わらず必要があるれば、学長は運営委員会が選出した者をセンター長の推薦により研究員とすることができる。

5 研究員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(客員研究員)

第7条 センターに客員研究員をおくことができる。

2 客員研究員は、運営委員会が選出した者をセンター長の推薦により学長が任命する。

(センターの利用)

第8条 センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(事務主管)

第9条 この規程に関する事務主管は、学術振興課とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、部局長会の議を経て、学長が行なう。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。